

江南市暮らしの便利帳協働発行业取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市と協働発行业者との協働による「江南市暮らしの便利帳」(以下「便利帳」という。)の作成及び発行に関して、江南市有料広告掲載に関する要綱(平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「協働発行业者」とは、便利帳の作成及び発行に関して、市と協働で事業を行う民間事業者をいう。

(規格等)

第3条 便利帳は、市が提供する行政情報(以下「行政情報」という。)並びに協働発行业者が取材し、編集した観光、歴史、地図等の地域情報(以下「地域情報」という。)及び企業等の広告(以下「広告」という。)により構成されるものとする。

2 前項に定めるもののほか、便利帳の規格については、別記江南市暮らしの便利帳仕様書(以下「仕様書」という。)の定めるところによるものとする。

(協働発行业者の資格)

第4条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者又は江南市市税等を完納していない者は、協働発行业者となることはできない。

(協働発行业者の募集)

第5条 協働発行业者は、江南市ホームページ等で募集するものとする。

(協働発行业者の決定)

第6条 協働発行业者に応募しようとする者(以下「申込者」という。)は、江南市暮らしの便利帳協働発行业申請書(様式第1)に必要な事項を記入し、企画提案書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、公正に判断し、その結果を申込者に対し、江南市暮らしの便利帳協働発行业者指定通知書(様式第2)又は江南市暮らしの便利帳協働発行业者非指定通知書(様式第3)により通知するものとする。

(費用負担)

第7条 便利帳の発行及び配布に係る費用は、協働発行业者が全額負担するものとする。

(原稿の作成等)

第8条 協働発行业者は、便利帳の発行前に江南市暮らしの便利帳協働発行业原稿承認申請書(様式第4)に、便利帳の印刷原稿(以下「原稿」という。)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、要綱第7条に規定する江南市有料広告審査会において、原稿を審査し、適当と認めるときは、江南市暮らしの便利帳協働発行业

業原稿承認通知書（様式第5）により協働発行业業者に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、原稿の作成については、仕様書の定めるところによるものとする。

（納入等）

第9条 協働発行业業者は、発行した便利帳を市内の全世帯に配布することにより、納入に代えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、便利帳の納入方法については、仕様書の定めるところによる。

（広告又は地域情報の掲載内容の変更及び取りやめ）

第10条 協働発行业業者は、便利帳に掲載する広告又は地域情報の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、江南市暮らしの便利帳協働発行业業者掲載内容変更・中止届出書（様式第6）に必要事項を記入し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、広告又は地域情報の掲載内容を変更する場合で、既に納入した便利帳があるときは、市長と協議の上、協働発行业業者の責任において速やかに対応するものとする。

（協働発行业業者の指定の取消し）

第11条 市長は、協働発行业業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該協働発行业業者の指定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、協働発行业業者の決定を受けたとき

(2) 市長が指定する日までに便利帳の原稿を提出しないとき

(3) 市長が指定する日までに便利帳を納入しないとき

2 市長は、前項の規定により協働発行业業者の指定の取消しを決定したときは、江南市暮らしの便利帳協働発行业業者取消決定通知書（様式第7）により、協働発行业業者に通知するものとする。

3 第1項第1号の事由により前項の取消決定の通知を受けた協働発行业業者は、既に納入した便利帳があるときは、市長と協議の上、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。

4 第1項の規定による取消しにより生じた協働発行业業者の損害について、市は、弁償しない。

（協働発行业業者の責務）

第12条 協働発行业業者は、便利帳の発行に関する事項（行政情報の内容に係る事項を除く。）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

2 協働発行业業者は、広告又は地域情報の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰する場合は、この限りでない。

（協定の締結）

第13条 市と協働発行事業者とは、この要領に定めるところにより、便利帳の発行及び配布に関する協定を締結するものとする。

(協議)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と協働発行事業者双方が誠意をもって協議し、解決を諮るものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、便利帳の作成及び発行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

江南市暮らしの便利帳協働発行业事業申込書

年 月 日

江南市長

申請者 住所（所在地）

事業者名（名称及び代表者氏名）

電話番号

FAX 番号

E-mail

暮らしの便利帳協働発行业事業に応募したいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお、申込みに当たっては、暮らしの便利帳協働発行业事業取扱要領に規定する事業者の資格を満たしていることを誓約するとともに、下記の事項について承諾します。

記

- 1 江南市有料広告掲載に関する要綱を順守します。
- 2 当社（団体）の江南市市税等納付状況調査に同意します。

様式第2（第6条関係）

江 地 第 号
年 月 日

様

江南市長

江南市暮らしの便利帳協働発行业者指定通知書

貴団体を下記発行物の協働発行业者として指定することを決定しましたので通知します。

記

- 1 協働発行物 江南市暮らしの便利帳
- 2 指定期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第3（第6条関係）

江 地 第 号
年 月 日

様

江南市長

江南市暮らしの便利帳協働発行业者非指定通知書

貴団体を下記発行物の協働発行业者として指定しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 協働発行物 江南市暮らしの便利帳
- 2 指定しないことと決定した理由

様式第4（第8条関係）

江南市暮らしの便利帳協働発行业原稿承認申請書

年 月 日

江南市長

申込者 住所（所在地）

事業者名（名称及び代表者氏名）

電話番号

FAX 番号

E-mail

江南市暮らしの便利帳協働発行业に係る原稿（有料広告を含む。）につきまして、下記の提出物の内容の審査を依頼します。

記

提出物 別添のとおり

年 月 日

市税納付状況調査に関する承諾書

江南市長 殿

「江南市暮らしの便利帳」の広告主として応募するにあたり、私の江南市における市税等納付状況について調査されることを承諾します。

住 所
(所在地)

フリガナ

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

法人の場合は社印または代表者印を
押印してください

電話番号

様式第5（第8条関係）

江 地 第 号
年 月 日

様

江南市長

㊟

江南市暮らしの便利帳協働発行业原稿承認通知書

年 月 日付けで申請のありました江南市暮らしの便利帳協働発行业に係る
原稿（有料広告を含む。）につきまして、下記のとおり通知します。

記

様式第6（第10条関係）

江南市暮らしの便利帳協働発行业務掲載内容変更・中止届出書

年 月 日

江南市長

申込者 住所（所在地）

事業者名（名称及び代表者氏名）

電話番号

FAX 番号

E-mail

年 月 日付で承認いただきました内容等に変更・中止事項が発生しましたので、下記のとおりその理由を添えて提出します。

記

提出物 別添のとおり

様式第7（第11条関係）

江 地 第 号
年 月 日

様

江南市長

㊟

江南市暮らしの便利帳協働発行事業取消決定通知書

下記の理由により、江南市暮らしの便利帳協働発行事業に係る事業者指定を取り消しましたので通知します。

記

理由